

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- ・ 「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前4日間」から「食用に供するためにと殺する前20日間」に変更する。

2 施行期日

令和7年5月30日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- ・ フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤
販売名：フロロコール2%液（MSDアニマルヘルス株式会社）